

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

一般社団法人 福祉サービス評価センター

②施設・事業所情報

名称：東栄こども園	種別：幼保連携型認定こども園	
代表者氏名：濱田 伸枝	定員（利用人数）：140（83）名	
所在地：愛知県安城市東栄町3丁目809番地9		
TEL：0566-98-5850		
ホームページ： https://kodomomirai-anjo.jp/facilities/toei-ko/		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日 2021年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人安城市こども未来事業団		
職員数	常勤職員： 6 名	非常勤職員： 8 名
専門職員	（専門職の名称） 名	
	保育教諭 12 名	
	保育アシスタント 1 名	
施設・設備の概要	（居室数）	（設備等）
	保育室 6, 遊戯室 1	屋外遊技場, トイレ
	給食室 1, 職員室 1	

③理念・基本方針

<p><理念> 入所する乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい保育を行います。</p> <p><基本方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人一人の発達に応じた指導方法や環境の工夫と改善をし、主体的に遊んだり体を動かしたりする子どもの育成に努めます。 ・質の高い保育に向け、現職教育の充実と活性化に努め、指導の充実を図ります。 <p>また、地域交流・異年齢児交流を大切にし、心身共に健やかな子どもの育成に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭・地域社会との連携を深め、地域を基盤とした子育て支援の充実を図り、開かれた園づくりをすすめるとともに、情報の適切な管理・運用に努めます。 ・子どもの安全確保・こども園の安全管理に努めます。

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・ グラウンドゴルフや消防署見学、ひな人形見学など、地域の資源を活かしながら、地域の方々に親しみを持って触れ合う機会を作る取組をしている。
- ・ 園内の身近な自然を遊びに取り入れ、生き物を捕まえたり育てたり、畑で栽培した野菜で調理し食べる体験を行っている。
- ・ S D G s への関心を高めるため毎月環境学習を行っている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 5年 5月 25日（契約日）～ 令和 6年 3月 1日（評価決定日） 【令和5年12月21日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	初 回

⑥総評

◇特に評価の高い点

- ・ 園長が経営方針、保育目標、今年度の重点目標、保育についての考え方を自らの言葉で書面化し、職員に説明するとともに職員室に掲示してある。保育に対する想いが感じられる取組みである。
- ・ 年度の研究テーマについて、園内研修で1年を通して毎月具体的な内容を職員間で話し合う機会を持っている。
- ・ 整えられた環境でゆったりとした保育が展開されている。
- ・ 子どもたちが明るく素直に成長していることが伺えた。これは保育者が子ども一人一人に丁寧に関わり、応答的な保育が行われていることが要因としてあることが感じられた。
- ・ 保育の体制にもゆとりがあり、園の暮らしがゆったりとしていることが保育者の保育への姿勢や子どもへの対応に反映されていることが伺える。今後もこのような体制が継続され、子どもの育ちによい影響が与えられるようにされることを期待する。

◇改善を求められる点

- ・ 安城市公立園アクションプラン、園の中・長期事業計画、園の単年度事業計画の関係を整理して中・長期事業計画を文書化されたい。事業計画の策定や計画実施後の評価は中・長期事業計画と単年度事業計画の関係を意識して行われたい。
- ・ 子どもの生活時間が一斉に流れているように感じられた。子どもが一緒にいろいろな活動に取り組むことはよいことであるが、子どもが自分の好きなことを選んで自由に遊ぶことができる時間を多く取り、子ども自身が考えて動くことができるようにすることも考えられたい。
- ・ 環境が整いすぎていて、子どもが遊びこんだ気配が感じられなかった。子どもの人数の割に保育室や園庭が広いということもあるのかもしれないが、子どもが継続して遊びこめるような環境づくりについて、保育者同士考えを出し合っていけることを期待する。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価受審において自己評価を行ったり職員間で保育内容や保育環境等勉強会をしたりして、保育の振り返りすることができました。日々保育者が、一人一人子どもの声に耳を傾け、気持ちを受け止め言葉を代弁することで、明るく素直な気持ちで子どもたちがいろいろなことに取り組める環境は今後継続していきたいと思います。

課題については、子どもたち自らが考え自由に選択して遊べる環境づくりを職員間で今一度話し合いながら、恵まれた環境を活かして、様々な遊びの充実を図っていきたいと思います。また保護者に保育内容をより丁寧に伝え、安心してお子さまを預けられる園づくりを目指していきたいと思います。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果公表様式（保育）

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	a ・ ① ・ c
<コメント> ・理念・基本方針は職員会議で説明するとともに職員室に掲示して職員への周知を図っている。 ・保護者へは入園説明会、入園式で説明し、園だより、クラスだより、ホームページへも記載している。また、理念や保育目標を記載したグランドデザインを作成し保護者に配付している。 ・毎月の園だよりで園の理念・基本方針を具体的に分かりやすく説明する方法等を検討し、一層の周知を図られることを期待する。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	① ・ b ・ c
<コメント> ・保育に関する動向については安城市が「子ども・子育て支援事業計画」等で詳細に分析し園に提示している。 ・園では予算の執行状況、利用している子ども数の推移、利用時間数、地域のニーズ等を把握している。		
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	② ・ b ・ c
<コメント> ・市の保育課、事業団から示された経営課題と、園が考えている課題を担当職員と調整して「年度目標シート」に取り纏め、先ず園長と主任が話し合い、次に全職員に周知し協力を依頼して取り組みを進めている。進捗状況は四半期ごとに事業団に報告し、事業団から報告を受けた市の保育課が管理している。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ ① ・ c
<コメント> ・安城市が策定した「公立園アクションプラン」に沿って、園の中・長期計画を策定し実行しているが、一般的な中・長期計画として必要な項目が十分に記載されているとは言い難い。 ・中・長期計画の項目毎に、目指す目標に到達するために各年度に何を実施するか明確にした計画書を作成されたい。		
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ ② ・ c
<コメント> ・単年度事業計画は具体的に記載され実行可能な内容となっている。 ・中・長期計画としての書面化が十分ではないため、単年度の計画との対応関係を確認することが難しい。		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> ・単年度事業計画の重要な項目の実施状況・反省・評価については職員会議にて話し合いをしているが、項目によっては園長が個別に担当職員から聞いている場合もある。また、中・長期事業計画の策定・見直しについての職員の関与は十分とは言えない。			
	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> ・事業計画は入園説明会や入園式で説明している。さらに保護者用事業計画を作成しHOICTで配信したり保護者の目につく場所に掲示したりしている。 ・保護者アンケートでは一部の保護者に十分周知されていない状況が伺える。伝えつつも十分に伝わっていないことがあるので、丁寧に繰り返し伝える取組を期待したい。			

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

			第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> ・「月週案チェックリスト」や全国保育士会が作成した「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を実施して日常的に保育の質について確認・振り返りを行っている。 ・また、保育所の自己評価を個人別に行い、結果を園長が纏めて園に掲示する取組も実施している。保育所の自己評価結果は職員会議で話し合い、質の向上につなげている。 ・今回の第三者評価受審を機に、第三者評価基準に沿った自己評価の定期的な実施を検討されることを期待する。			
	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> ・自己評価結果や各種チェックリストの結果から課題を抽出して職員会議で話し合い、計画的に改善を進めている。年度内に実施できなかった場合は次年度の計画に入れて実施している。 ・自己評価結果から抽出した課題、職員会議での話し合いの内容、実施した改善策等は記録を残し、さらなる改善への取組に役立てたい。			

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

			第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	㉒ ・ b ・ c
<コメント> ・園長の役割と責任は「組織図」「職務明細書」等で明確に定められており、園長は職員会議で今年度の方針、自らの役割や責任について説明している。 ・あわせて「園長の責務」「経営方針」を書面で作成し、職員に説明するとともに、職員室内に掲示することで理解を促している。 ・園長不在時の権限委任についても危機管理マニュアルで明確にしている。			

	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 園長は現任研修で学んだ園運営上必要な法令等について職員に説明している。また、保育に関わる法令も一覧表にして職員に周知している。 ・ 市職員用のコンプライアンスに関するチェックリストを園向けに置き直したり、職員の自己評価シートや人権擁護のためのセルフチェックリストを活用したりして職員の法令遵守状況を把握・啓発する取組を行っている。 ・ 評価基準が求めている幅広い分野における法令遵守のための総合的な取組（コンプライアンス規程の策定、コンプライアンス研修の受講、コンプライアンスチェックリストによる理解状況の把握等）も検討されたい。 			
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	㉕ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 園長は経営方針に「職員一人一人の個性を尊重し、専門的能力を活かす」、「保育に関する知識や技術の資質向上のための園内研修や自己研鑽に努める」と明記し、研修を通じて一人一人の得意分野の専門知識を高め保育の質の向上に繋げる取組を行っている。また、園長は定期的を実施する職員の自己評価をもとに面接し指導している。 			
	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 園長は安城市の公立園が導入しているHOIGTを活用して、紙使用の削減、事務工数の削減に取り組んでいる。また、職員配置の変更を検討する等、有給休暇が取りやすい体制の構築に努めている。 ・ 経営資源（人・物・金・情報）の一層の有効活用を検討し、経営の改善・業務の実効性を高める取組を進められたい。 			

II-2 福祉人材の確保・育成

第三者評価結果			
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	㉕ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用する子どもの人数や園長の要望に基づいて、安城市が必要な職員を配置している。 ・ 新任職員に対しては新人研修、OJT、メンター制度、同期との交流会、退職した園長経験者の指導等、定着のための施策が行われている。 ・ 園では職員のワークライフバランスに配慮するとともに、職員が「この仕事が好き」と感じられるように指導をする等定着への取組を行っている。 			
	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	㉕ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公立園から運営体制はそのまま民間に移行しており、人事管理は安城市の制度に従い運用されている。 ・ 期待する職員像はグランドデザインに記載され、職員に周知されている。人事評価は「人事評価マニュアル」及び「目標チャレンジ制度の手引き」に沿って行われ、新任園長には研修で具体的に説明を行っている。 ・ 園長は評価時の面談や自己アピール申告書により職員の希望、意向、適性を把握し人事管理に繋げている。 			
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	㉕ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ワークライフバランスを配慮した職場環境づくりに取り組んでいる。有給休暇は年間10日程度取得され、時間外労働は年間30時間程度である。 ・ 園長は年度初めの面談、目標チャレンジの面談、評定の面談等何度も職員との面談の機会を持ち、意見・意向の聴取をして職場環境の改善に反映させている。 ・ ハラスメント防止等に関する規程の作成、職員研修の実施などによりハラスメントの防止に努めている。 			

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	① ・ b ・ c
<コメント> ・ 目標管理についても安城市の制度に従って行き、期待する職員像はグランドデザインに記載して職員に周知している。 ・ 役職者の目標管理は園長が指導して行き、人事評価に反映させている。 ・ 主任の職務として職員の育成が定められており、役職者以外の目標管理は主任が指導している。個人別に狙いを定めて本人と面談して目標を決定し、年間3回程度の面談により目標達成を支援している。目標管理以外にも主任は職員の得意分野を伸ばす取組も行っている。		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	① ・ b ・ c
<コメント> ・ 研修は、安城市の人材育成基本方針に基づき作成された研修計画、園が計画する園内研修計画、その他外部研修に分類され、グランドデザインに記載された「期待する職員像」、「目指す子ども像」実現に向けて計画的に実施されている。 ・ 園内研修計画は、園長も含め職員の資質向上に繋がるよう、本年度の研究テーマに沿って保育の現場に合った内容となっており、その都度研修内容や方法の見直しを図っている。		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	① ・ b ・ c
<コメント> ・ 安城市が計画した階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等に参加している。研修受講後には研修報告書を作成し職員会議で報告することになっており、職員間で研修成果の共有を図っている。また、年度ごとの研究テーマに関係した内部研修も毎月行っている。あわせて外部研修の情報もその都度職員に伝えて受講を勧めている。 ・ 職員が入職後に受講した全ての研修を「研修カード」に記録し、内容、学んだ事、受講した研修についての所感等の情報を管理し研修に漏れがないようにしている。		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ② ・ c
<コメント> ・ 園長が保育者養成校で開催される「教育実習意見交換会」に参加してその内容を職員に伝えることで、実習が効果的かつ円滑に行われるよう努めている。 ・ 養成校から提示される依頼内容に沿って園の知見を取り入れて実習プログラムを作成している。実習中には養成校の指導教員が来園し、実習の状況について話し合っている。 ・ 実習生にとってより良い実習とするために、今年度中に実習指導職員用の研修に参加するとのことであるが、その成果に期待したい。		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ② ・ c
<コメント> ・ 法人はホームページで事業計画書、事業報告書、予算書、決算書、現況報告書等を公表している。 ・ 園ごとのホームページでは、保育目標、運営方針、行事計画、子どもの様子が公表されている。 ・ 地域に園を知ってもらうため年3回「東栄だより」を作成して、町内会を通じて全戸に配布している。 ・ 運営の透明性を確保するために、第三者評価結果への対応内容、苦情への対応内容などもホームページで公表されることを期待する。		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	a ・ ② ・ c
<コメント> ・ 安城市が制定した支出、購買、事務手続きについての手順書等を関係者に周知している。事業団はこの手順に従い業務を実施している。 ・ 市・県の監査を定期的に受け、指摘に対しては改善を行い適正な運営に努めているが、社会福祉法人としては、監事による内部監査を重視されることを期待する。		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① ・ b ・ c	
<コメント> ・園の基本方針に「地域を基盤とした子育て支援の充実」を掲げ積極的に地域との交流を図っている。 ・特に未就園児を対象とする園開放は「東栄だより」やホームページで開催予定を地域に周知し、大勢の参加を得て「運動会ごっこ」や「クリスマス会」など楽しい内容となっている。さらに、グラウンドゴルフ、ひな人形見学、消防署見学、公民館まつりへの作品の出品など、地域との交流を行っている。			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ ② ・ c	
<コメント> ・ボランティア受け入れマニュアル、保育体験学習受け入れマニュアルに基づき、地域との交流としてボランティアの受入、学校教育への協力を行っている。 ・ボランティアとしてはお楽しみ会での手品、年少・年中への絵本読み聞かせ、年長への素話が行われている。 ・子どもの活動の幅を広げるためのボランティアの役割も検討されたい。			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	① ・ b ・ c	
<コメント> ・必要な社会資源として学校、児童相談所、発達支援事業所、療育センター、子育て支援センター、医療機関などの情報を纏めて職員間で共有するとともに、必要に応じて各機関と連絡を取り合っている。また、安城市の子育て情報誌も保育に必要な社会資源の一覧として活用している。 ・配慮の必要な子どもについては、あんステップによる事後訪問や相談訪問も実施されている。			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	① ・ b ・ c	
<コメント> ・未就園児を対象とした園開放を定期的で開催し、保護者との情報交換や地域の福祉ニーズの把握に取り組んでいる。また、地域交流を行う際にも主催者や参加者から話を聞き、福祉ニーズの把握を図っている。 ・地区の社会福祉協議会総会やコミュニティ協議会へも出席し、イベントに参画したり、福祉ニーズの把握に努めたりしている。			
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	① ・ b ・ c	
<コメント> ・園開放の実施、作品展や盆踊り等の地域行事への参加、災害時に被災者の受入体制構築、保育のノウハウや専門知識の地域への還元等、多岐にわたり地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っている。			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	① ・ b ・ c	
<コメント> ・保育者間で話し合う時間を多く持つことで、子どもを尊重した保育についての園としての取組やお互いの考え方への理解を深めるとともに気づきへと繋げている。 ・人権擁護のためのセルフチェックリストやガイドラインに沿って 4月・9月にはセルフチェックを行い、その後主任が個別面談を行っている。その結果を園長と共有した後、保育者にフィードバックしている。			

Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育に必要な事項については守秘義務を確認しながら共有している。保護者にも個人情報保護の観点から、園で知り得た情報発信についてきめ細かに連絡している。 ・個人情報等の保護については、注意しすぎと思ってもミスが出ることが予測される。今以上に細心の注意を払い、情報収集を怠らないようにして権利擁護に配慮されたい。 		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立から民間に移管されたこともあり、情報発信が市役所任せになっているところは否めない。 ・地域交流など園で行ったことについてはHPだけでなく、発信方法を工夫されるとよい。 ・見学希望者には積極的に対応している様子が伺えるので、園の見学者からも口コミで園の情報が広がるようなアイデアを園全体で考えられるとよい。 		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入園についての説明会を2月に行っている。 ・重要事項説明書も丁寧に作成されていて入園時に説明されているが、アンケートの回答によくわからないという内容もあることから園からの一方的な説明になっていないか点検を重ね、保護者が園を信頼して安心して子どもを預けられるようにされたい。 		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の園への転園については、文書や口頭で情報を提供しているが、市外や県外への転園については、問い合わせがあったときに情報を提供している。 ・子どもの育ちや権利を保障することを鑑み、保育の継続性を重視し、積極的に情報を共有されたい。 		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの実施、個別懇談会年3回の実施など、保護者にとっても熱心に寄り添う姿勢がある。 ・アンケートの結果を職員間で共有して具体的な改善方法も共有されている。 ・今回第三者評価で実施した保護者アンケートの中に少数派ではあるが不満の回答があった。このことを認識しておく必要がある。年3回行っている個別懇談会の詳細について、各担任とも十分に共有して気がかりなことは迅速に対応するシステムを構築されたい。 		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情・意見対応マニュアルを作成し、解決責任者や受付窓口も明確になっており、苦情解決の仕組みは整備されていると言える。 ・第三者委員の設置があり、保護者向けに苦情解決受付の掲示もあった。これまで苦情解決の仕組みに則って対応するような苦情はないということであった。 ・些細な苦情や意見にもしっかり耳を傾けて、大きな問題につながらないように対応されたい。 		

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者が意見を述べやすいように、登園時に正門で園長や主任が立つなどして声かけ等を行っている様子を見ることができた。 ・園側が意見を述べやすい環境を整備していると認識していても、ちょっとした行き違いで信頼関係が崩れることもよくある。保護者アンケートの記述の中に、園側は思いもよらない事項であったことが伺える。今回のアンケートの回答について分析し、保護者目線で点検を心がけ、意見を述べやすい環境整備に努められたい。 		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートを実施して保護者から意見がある場合は、職員間で共有して迅速に対応しているということであった。 ・アンケートの回答から保護者の思いを読み取り、様々な保護者がいることを認識して、対応の仕方について組織的に情報共有して検討を重ねることを心がけられたい。 		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理マニュアル等整備されていて、研修等に参加して常に最新の方法でマネジメントされている。また、安全点検チェック表なども職員間で共有されている。 ・リスクマネジメントは、「これでよし」ということはないもので、リスクを捉えたり、ヒヤリとした時には、点検を怠らず、職員間でマネジメントを繰り返すようにされたい。 		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルが整備され、子どもの安全確保のための体制が整備されている。感染症の最新の情報を保護者に周知することも確実にされている。 ・看護師の配置はないので整備については主任が中心になって行っているが、専門的な視野も必要なため、巡回という形でもよいので看護師の配置を考えられたい。 		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常災害対策計画書、危機管理マニュアル他を作成し安全確保のための体制を整備するとともに毎月避難訓練を実施している。また、子どもの引き渡し訓練も実施している。 ・災害はいつ起こるかかわからないことから、マンネリ化してしまわないように訓練ごとに課題を見つけ改善をしていくことを考えられたい。 ・自己評価の記載にもあったが、地域の中で災害時に助け合いができるように町内会の避難訓練等について受け身ではなく、園側から声をかけるなど積極的に合同訓練等に取り組まれたい。 		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の標準的な実施方法について、全体的な計画や指導計画を作成し、保育マニュアルに沿って実践している。 ・計画と実際の保育とがかけ離れたものにならないようにするためには、保育を実施するにあたって具体的に何に気をつけているか等が共有されていることが望ましい。 ・計画作成や保育マニュアルの存在に頼ることなく、実際の保育（保育者の行動・言動）についても文書化し、保育できるようにすることを期待する。 		

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全体的な計画や指導計画を実施して評価する仕組みを作っている。 ・ 様々な保育マニュアルについては、園長会のプロジェクト会議で見直しがされているようであるが、保育は保育現場で実践されているため、実際の保育の振り返りをマニュアルに活かしていけるような仕組みを構築されることが望ましい。 		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	保42	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 園の自己評価のコメントには個別配慮が必要な子どものことが多く記載されていた。 ・ アセスメントに基づくことは、個別配慮が必要な子どもだけでなくすべての子どもについても同様であり、子どもの姿をよく観察するとともに保護者の意向も踏まえて指導計画を策定することが必要である。このことについては考えられていることを聴き取りで確認したが、計画に記載することを再度職員間で確認されたい。 		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの姿、保育内容、遊びの様子など、職員間で共有しながら立案・評価を行っていることは、指導計画案や評価の様子から理解できた。 ・ 活動や生活の場面で一齐に子どもが行動する場面が多く見られた。 ・ 子どもの様子を見ながら保育を進めていると計画通りにはいかないことも多い。計画は必要であるが、子どものことをよく見たうえで計画の評価を行うことが大切である。このことを考慮しながら計画立案の仕方をその都度見直していくということについて職員間で十分に確認されたい。 ・ 定期的に計画作成のあり方を見直すことを心がけながら子ども主体の保育について検討されることを期待する。 		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 朝礼時に学年の一日の活動を発表して共有していると、自己評価の記載にはあり、聴き取りでも実施されていることを確認した。子ども個々の保育の実施記録も行われている。 ・ 一日の活動を発表することは大切であるが、活動に留まらず、子ども一人ひとりについて必要事項は、職員間で共有することが一日の保育にとって必要であるため、今後はこのことについても考慮されたい。 ・ 計画通りにいかないのが子どもの暮らしである。子どものありのままを受け入れるという考えのもとに何を朝礼で確認するとよいか検討されることを期待する。 		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもに関する記録の取り扱いは個人情報保護マニュアルに従い行っている。子どもの個人情報に関する書類は鍵のかかる書庫に入れて管理している。持ち出しはしないことを確認し合いセキュリティ研修を行い徹底している。 ・ 写真の掲載等、子どもの情報の発信についても保護者の許可を取るなどして徹底している。 		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安城市統一の全体的な計画を使用している。 ・市内共有については理解できるが、子どもの姿や地域の様子は異なるのでやはり園それぞれの全体的な計画を作成されたい。 ・市内共有のものを活用して、園の特徴的な箇所をアレンジして作成する等の工夫をされることを期待する。 		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもがゆったりと遊べる十分なスペースがあり、室内温度や湿度、採光、音などの環境については良好である。 ・保育室内外で子どもがくつろいだり、落ち着ける場であるかどうかは、掃除が行き届ききちんと整理されているということではないため、子どもが十分に遊びを続けられるということが最重要課題である。子どもが遊びこめる環境について職員間で協議していただくことを期待する。 ・環境を整えるのは保育者であるが、子どもへの言葉がけや制限等が一部に見受けられた。子どもにふさわしい生活の場としての人的環境として、子どもの権利を守ることが出来る「保育」について確認し合える環境を今後も構築されたい。 		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人ひとりを受容し丁寧な保育が行われている。自ら挨拶ができる、素直な受け答え等、そのことがよい影響となっていることが子ども一人ひとりの姿から見て取ることができた。 ・子どもを受容することは大変評価できることであるが一方で、活動が一斉に行われている様子が多くうかがえた。子ども一人ひとりが考えたことに取り組む等、活動のあり方について職員間で意見交換しながら検討を重ねられることを期待する。 		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人ひとりが自分のことは自分でやっている様子が観察できた。 ・生活習慣を身につけるという行為を保育者がをどのように捉えているかで、子どもへの援助の仕方が異なる。 ・子どもが暮らしの中で自分の必要に応じて自ら行動できるようになることが生活習慣を身につけるということであることを考慮しながら今後も子どもへの援助を続けられたい。 ・自己評価の記載に花王の手洗い教室に参加後、歌を歌いながら楽しく手洗いができるようになったとあった。手を洗うことがなぜ必要か理解したうえで自ら行えるようになるための援助の仕方について検討を重ねられたい。 		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己評価の記載に毎月の指導計画や環境図に基づき、子どもが自主的、自発的に生活と遊びができるように環境づくりを行っていることがあったが、一斉活動中心であることや、子どもの席が決まっていること等気にかかる場面が見られた。 ・「子どもが主体的に活動する」ということについての保育者の捉え方で子どもの日常生活は決まってしまうことを理解して、「子どもが今好きな遊びは何か」という子ども理解から指導計画や環境図の作成を考えるようにされたい。 		

A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ b ・ c
<コメント> 該当なし		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a ・ b ・ c
<コメント> 該当なし		
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> ・3歳以上の保育について、子どもが楽しそうに先生や友達と一緒に遊んでいる様子や姿を見ることができた。 ・一方で一斉に戸外に出る、活動に参加する、一斉に片付ける、給食の準備をするという様子も見られた。 ・養護と教育が一体的に展開されるような適切な環境とは、子どもが自ら活動に取り組めるような(自主的に行動することができるような)援助が求められているということ職員間で今一度考えあう機会を持ち、一斉活動等を止める取組を始めてみることを期待する。		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> ・障害のある子どもが目立つことなく普通の生活が行われている様子が見られた。 ・加配教諭をつけてフォローするなど体制を整えて保育している。また支援体制も充実している。 ・障害のある子どもが安心して生活できる環境は整っている。障害のある子どもへの援助の仕方が特別になってしまうことがないように今後も保育されたい。 ・多様性を重視する社会をめざすということは、まずは健常の子どもと一緒に遊ぶことができるようにすることが必要であることから、担任や加配教諭の援助の仕方について振り返りを十分に行なわれることを期待する。		
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> ・通常保育から預かり保育へ移行する時にノートに記載するなど正確な情報が伝わるように配慮している。 ・長時間にわたる保育を必要とする利用人数が少なく、在園時間も短い、利用する子どもとそうでない子どもという区別を保育運営上しなければならないことは理解できる。運営上の必要性から「預かり保育」が特別になることのないように子どもが遊びを継続できるようにする流れを作っていくことを期待する。		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> ・幼保小連絡協議会があり、システムとしては小学校と連携した就学の体制が作られている。 ・入学前に小学校教員により園訪問や電話での聞き取りなど行われているが、年長児の1年間に小学校への入学を楽しみにできるように、学校との通常の交流が持てることが望ましい。健常児、要支援園児関係なく交流できることや、教員と保育者の懇談会や研修等を行うことができるように検討されたい。		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> ・健康管理について、マニュアルや診断記録等確認できた。 ・保護者アンケートに、健康診断がいつ行われているか、結果がどうだったのかよく分からないという回答があった。健康診断の日が確実に伝わることや、異常なしの場合は「今回の診断では異常ありませんでした」と、保護者に伝えるなど配慮されることを期待する。		

A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康診断の結果については該当園児のみ、保護者に連絡している。 ・健康診断の結果は該当園児のみ保護者に連絡されていること以外に特に保育に反映されていることは無いが、歯科健診の結果については、歯磨き指導という形で反映されている。 ・異常なしの場合でも、その旨を保護者に連絡されるとよい。また、歯科健診についても治療などが完了したかどうか保護者と共有することが子どもの健康管理に効果的であるため、実行されることを期待する。 		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー疾患や慢性疾患等がある子どもについて、医師の診断により疾患生活管理指導票に基づいて食物の除去や代替食の持参などで対応している。また、他の子どもと離して食事させることや保育教諭2人でチェックするなど万全にしている。 ・センター給食であることから十分な配慮が難しいこともあると思えるが、子どもが安心して生活できることや、保護者が安心して預けることが出来るように配慮を続けられたい。 		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食のサンプルを昇降口に置いたり、子どもが食事する様子を掲示や配信で保護者に発信したりするなど、たくさんの配慮を確認できた。 ・一方で子どもが食事するまで待つ時間が長かったり、食べる席が決まっていたりするなど、今後検討することが必要な様子も見られた。 ・給食センターからの配食や引き取り等時間に制限はあるが、子どもの活動や遊びの状況など考えながら、子ども自身の食べたい気持ちを大切に作る環境づくりについて検討されたい。 		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることでできる食事を提供している。	保61	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・センター給食でありながら、子どもの嗜好や残菜調査などから、安城市の栄養士により、地域の食事内容や行事を考慮した献立作成が行われている。 ・園においても季節感のある食事や食材などを話すなど子どもの食への関心が深まるような取り組みがされている。 ・子どもがおいしく安心して食べられるためには「食べたい」という気持ちが大切である。子どもが自分の食べられる量を選択できることは大変よいことであるが、他の子どもが待つ時間が長くないように検討されることを期待する。 		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡帳のやりとりや定期的な懇談会の開催、登園・降園時に園の入り口に立っての声掛けなど、家庭との連携について配慮している様子が窺える。 ・良くしてもらっているというアンケートへの記述が多数ある中で、一部に批判的な意見もみられる。なぜこのような意見があるのかについて、職員間で振り返り検討を重ねる必要がある。 		

A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> ・ 保護者に寄り添って安心できるように様々な方法で支援を行っている。 ・ 子育ての中心は保護者であることから、保護者と子育てを協働するという意識が大切である。様々な意見はあるが、保護者の声に耳を傾けて、原因を追求して改善を試みる必要がある。 ・ 職員間で子育てを協働するという点について検討することで、これまで気づけなかったことに気づくこともできる。このような園の姿勢を保護者に理解してもらうことで信頼関係ができるので検討を重ねられたい。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> ・ 虐待を疑う子どもは存在しないが、日常生活で持ち物等、子どもへのかかわり方が気にかかる保護者もいる。 ・ 虐待防止研修を受けたり、マニュアルの確認をしたり、気になる家庭には日常的に声を掛けたりしているとのことであったので、今後も継続していかれることを期待する。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	㉔ ・ b ・ c
<コメント> ・ 園内研修や園内研究で子どもの遊びや保育について共有して子ども理解を深めている。保育実践を振り返り、自分の保育について考える機会を設け、職員間でも共有している。 ・ 園独自の自己評価を1年に数回、個々にチェックして、その後主任と面談を行っている。チェック内容については園長に報告している。 ・ 自己評価を行い、個別面談にてカンファレンスを行っていることを活かして、4月に自己課題を立て、その内容について定期的に自己評価して振り返りを行うことで、保育者個々の課題についても深めることができるとさらにカンファレンスが充実する。		